明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該会社に関する次に掲げる書面（当該会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

［イ～ヲ　略］

三　当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　業務の内容を記載した書面

ニ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他当該会社における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四　当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号ヲに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号及び第三十四条の十九の七第一項第三号ロを除き、以下この節及び第三十五条第三項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書面

五　当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［略］

2　銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

［イ～ル　略］

三　当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［四～六　略］

［3～6　略］

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該会社に関する次に掲げる書面

［イ～ヲ　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　前号リ及びヌに掲げる書面

［号の細分を加える。］

四　当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号ヲに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五　当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［同上］

2　銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

［イ～ル　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［四～六　同上］

［3～6　同上］